



多くの外国人との交流を深める東大阪国際交流フェスティバル（左、右写真）東大阪の企業で働く外国人労働者（中央）

改正入管法と在住外国人の 労働と暮らしを考える学習会

～第二回「ベトナム人技能実習生から見た改正入管法の問題点と私たちが取り組んでいかねばならないこと」～

講師 神戸大学大学院国際協力研究科
准教授 齊藤善久氏

2019年7月10日水曜日 18:30～20:30

(場 所)スコラ東大阪会議室 (東大阪市教職員組合)

近鉄奈良線若江岩田駅北側 希来里(きらり)2階

(参加費)資料代 500円

(連絡先)NPO東大阪国際共生ネットワーク

TEL & FAX: 06-6721-6670 E-Mail kokusaiks@e-sora.net

- ・外国人労働者の受け入れを拡大する新たな制度(改正入管法)がこの4月1日から始まりました。新しい制度が、私たちの住む東大阪市に来られた外国人労働者の暮らしにどう関係しているのか、共に暮らし交流していくために私たち市民に何ができるのか、こうしたことを考えるため5月17日に 第1回目の学習会を開催しました。
- ・学習会では今回の法改正は「人手不足なので働きに来てほしい」「労働条件が悪くても、同じ場所で働いて」「最低賃金の低い県でも我慢して働いて」「家族がいるとコストがかかるから単身で」「恋愛しないで、妊娠や出産は絶対ダメ。生むなら帰国して」「怪我も病気もしないで元氣で休まず、文句も言わずに働き続けたらビザを更新してあげる」「失踪や不法滞在は絶対にダメ」という非常に不十分な制度であることがわかってきました。
- ・しかし私たちが東大阪国際交流フェスティバルを通じて培ってきた「多民族・多文化共生の街づくり」を目指していくには、制度の改善だけではなく、この不十分なポイントをどのように市民がサポートできるかが重要だと考えています。
- ・第2回目の学習会では、そのためのヒントを外国人労働者と一緒に現場で取り組んでこられた神戸大学齊藤善久准教授からお聞きしたいと考えています。

(第三回学習会) 9月又は11～12月予定 テーマ:教育現場における問題